

# 令和4年度(2022年度) 北谷町育英会 奨学金貸与奨学生募集要項

北谷町育英会では、優秀な学生で経済的な理由により学資の援助を必要とする者に対して学資の一部を貸与し、有用な人材を育成することを目的に令和4年度の奨学金貸与奨学生を次のとおり募集します。

## 1 貸与種別及び貸与月額

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 県内大学生(大学院・短期大学・専門学校・高専生4年生及び5年生を含む。) | 上限30,000円 |
| (2) 県外大学生(大学院・短期大学・専門学校・高専生4年生及び5年生を含む。) | 上限50,000円 |
| (3) 国外留学生(大学・大学院及び短期大学)                  | 上限50,000円 |

## 2 応募条件

- (1) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者
  - ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者として本邦に在留する者
  - イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
  - ウ 出入国管理及び難民認定法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、同表の永住者又は永住者の配偶者等に準ずると会長が認めた者
- (2) 令和4年4月1日現在において過去1年以上本町に引き続き住所を有する町民の子弟
- (3) 学校教育法に定める大学等(大学院・短期大学を含む。)、高等専門学校(4年、5年在学に限る。)又は専修学校(修業年限が2年以上の専門課程)に在学している者(通信教育課程・夜間教育課程を除く。)
- (4) 前号に規定する大学等に準ずるものとして会長が認める教育機関に在学している者
- (5) 国外留学生については、我が国の大学等に相当する国外の教育機関に在学する者
- (6) 学業成績及び操行が優れている者
- (7) 貸与奨学生と生計を一にする家族の家計支持者の市町村民税・県民税の年税額合計が20万円以下の者
- (8) 「大学等における就学の支援に関する法律」に基づく学資支給及び授業料等免除又はそのいずれかの支援を受けていない者
- (9) 貸与した奨学金の返還義務を確実に履行できる者

## 3 受付期間 令和4年4月1日(金)～同年4月28日(木)(土・日及び国民の祝日を除く。)

時間:午前8時30分～午後5時(午後0時～午後1時を除く。)

※申請書類が全て揃っていないと受け付けできません。

## 4 申請書類

- (1) 奨学金借入申請書(北谷町育英会指定様式(第1号様式))
- (2) 住民票謄本(本籍・続柄のあるものとする。)

- (3) 貸与奨学生と生計を一にする家族の家計支持者の課税証明書(令和3年度のものとする。)
  - (4) 在学証明書(令和4年4月発行)又は合格通知書の写し(国外留学生については、原文及び和訳文も提出)
  - (5) 成績証明書又は調査書(開封厳禁)
    - ア 新入生は、高等学校長の成績証明書又は調査書
    - イ 2年生以上は、在学する学校の成績証明書又は調査書
  - (6) 学校長の推薦書(様式は北谷町育英会指定のものとする。)
    - ア 新入生は、高等学校長の推薦書
    - イ 2年生以上及び国外留学生は、在学する学校長の推薦書(国外留学生については、原文及び和訳文も提出)
- ※海外大学等受験生のうち、申請時において当該大学の合格が決定していない者は、(4)の書類は提出不要とする。(合格決定後提出すること。)

## 5 貸与の停止及び廃止

貸与奨学生が次に該当する場合は、貸与の停止又は廃止を行う

- (1) 貸与奨学生が退学、休学又は停学したとき
- (2) 学業成績及び操行が良好でないとき
- (3) 社会の秩序に違反した行為があったとき
- (4) 貸与奨学生が重度の疾病、傷害等により成業の見込みがないとき
- (5) 本町民の子弟でなくなったとき
- (6) 「大学等における就学の支援に関する法律」に基づく学資支給及び授業料等免除又はそのいずれかの支援を受けたとき
- (7) その他北谷町育英会会則の規定に適合しないとき

## 6 その他注意事項

審査後に貸与が決定した際には、後日誓約書の提出が必要となります。誓約書は2名の保証人が必要であり(保証人は2人とし、保護者及び保護者を除く 25 歳以上 65 歳未満の独立した生計を営む返済能力を有する者とする。)、ご提出できない場合は貸与できないことがありますのでご注意ください。

## 7 受付場所及び連絡先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地  
北谷町育英会(北谷町役場3階 北谷町教育委員会 教育総務課内)  
電話 982-7704 FAX 936-3491